

舞鶴市新型コロナウイルス感染症対策 「事業者感染防止促進事業費補助金」の対象事業者を拡大します

現在、舞鶴市では、「新型コロナウイルス感染症対策事業者感染防止促進事業費補助金」を創設し、換気対策や飛沫感染防止対策など、感染防止のガイドラインを遵守しながら、新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減に取り組む事業者の皆様を支援してまいりました。

この度、市内の飲食店等、商店街・ショッピングモール等の各種施設（店舗）に加え、小売業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業、その他の教育、学習支援業、医療業（あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所に限る）を営む施設（店舗）にも対象を拡大し、幅広い事業者の皆様を支援することといたしましたので、お知らせします。

記

対象事業者

【旧対象施設】 舞鶴市内の飲食店等、商店街・ショッピングモール等の各種施設（店舗）

【新対象施設】 上記に加え、日本標準産業分類の業種区分による下記に掲げる業種のうち、不特定多数の者が来店する施設（店舗）であって、対面での接客を主に行うもの。

（産業分類中分類番号、指定業種）

56・各種商品小売業、57・織物・衣服・身の回り品小売業、58・飲食料品小売業、59・機械器具小売業、60・その他の小売業、75・宿泊業、78・洗濯・理容・美容・浴場業、79・その他の生活関連サービス業、80・娯楽業、82・その他の教育、学習支援業（学習塾、教養・技能教授業、他に分類されない教育、学習支援業に限る）、83・医療業（あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所に限る）

（裏面有り）

【お問い合わせ先】

舞鶴市産業創造・雇用促進課内「事業者支援特別相談窓口」

受付窓口専用電話：0773-66-0028、FAX：0773-62-9891

E-mail：sangyo@city.maizuru.lg.jp